

令和4年度(第50回) 「JA共済群馬県小・中学生交通安全ポスターコンクール」 開催要領



ガシヨー
© 2006 JA-KYOSAI

1. 目的

JA共済では、組合員をはじめ地域住民の生命・財産を危険から守るための保障点検活動はもとより、多発している交通事故をなくすための新入学児童へのランドセルカバーの贈呈や、交通安全教室の開催といった交通安全・地域貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

このような活動の一環として、児童・生徒の図画工作・美術教育の高揚をはかり、交通安全思想を幅広く社会に訴えることを目的として、「小・中学生交通安全ポスターコンクール」を開催します。

2. 主催

全国共済農業協同組合連合会 群馬県本部

3. 後援

群馬県・群馬県教育委員会・群馬県警察本部・株式会社上毛新聞社・群馬テレビ株式会社・株式会社日本農業新聞・一般社団法人 群馬県農協交通安全対策協会

4. 募集要項

- (1) 応募資格 市町村JA区域内の小・中学校、特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒
- (2) 応募方法 各学校は区域内JAが開催する「市町村地区予備審査会」に出品するものとし、JAは「市町村地区予備審査会」において選抜された作品を「群馬県コンクール」に出品できるものとする。
- (3) 締切り 令和4年 月 日()
- (4) 出品点数 「群馬県コンクール」への出品点数は、学校ごとに各学年とも1点とする。ただし、同一学校の区域内に2つ以上のJAがある場合は、いずれか1つのJAに出品することとし、各学年とも1点とする。

(5) 課題

- ①子ども向けまたは歩行者向けの交通安全ポスター(児童・生徒に交通法規や規則を守らせようとするもの)
- ②運転者向けの交通安全ポスター(自動車[農耕作業用自動車を含む]・バイク・自転車などを運転する人に交通事故防止を呼びかけるもの)

(6) 作品応募資格

- ①作品は、本人の作品であり、他のコンクール等に応募していないもので、かつ模作でないものに限る。
- ②作品は、交通法規や規則に反しないものとする。

(例) (ア) 車は左側、人は右側通行とするなど交通ルールに合ったものとする。

(イ) 信号機の色は、歩道の側から「青・黄・赤」と正しく配列し、歩行者・自転車専用については上が「赤」、下が「青」と正しく配列する。

(ウ) 単に手をあげているだけでは交通安全上問題があるので、まず「右左をみて」など安全確認を優先させる。

(エ) 車の運転者および同乗者は、シートベルトを正しく着用している。

(オ) 6歳未満の乳・幼児については、チャイルドシートを正しく着用している。

※シートベルト・チャイルドシートは記入もれが多いため注意する。

(カ) 子どもが自転車に乗っている場合は、ヘルメットを正しく着用している。

(キ) 農耕作業用自動車を描く場合は、公道での交通事故防止を呼びかけるものを対象とする。

③作品は、固有の名称・キャラクターが使用されていないものとする。

(例) 車 両→メーカー名(メーカーが特定されるマークを含む)、車名、ナンバープレート、営業車番号等。

その他→人物の衣服・持ち物のメーカー名、商標等。風景の中の商店・ビルの名前の看板等。

④作品の標語および言葉の使用については、特に制約をもうけない。また、標語を使用する場合には、既製(警察署が提唱するスローガンなどを含む)・創作のもの等を問わない。ただし、固有の名称(商品名等)は使用しない。

(7) 作品応募規格

①用紙 四つ切サイズ(約54cm×約39cm)

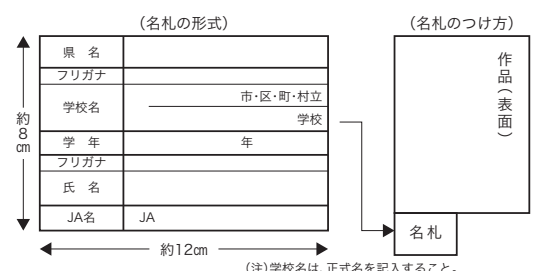
②画材 描画材料は特に制限をもうけない。

③学年・氏名の記入方法

作品の裏面へ学校名・学年・氏名を記入する。

④名札の貼りつけ・記入方法

作品の左下に次の名札を必ず貼りつける。



5. 審査ならびに賞

(1) 審査方法 応募作品の審査は次のことに重点をおいて行う。

- ①課題の趣旨に合致し、色彩感覚、構図など、ポスターとして優れていること。
- ②個性的、創造的なものであること。（注）上記4に示す基準に外れた作品については、審査の対象から除外する。

(2) 審査員

群馬県美術会
群馬県農政部
群馬県警察本部交通部
群馬県県土整備部
株式会社上毛新聞社
群馬テレビ株式会社
株式会社日本農業新聞
一般社団法人 群馬県農協交通安全対策協会
全国共済農業協同組合連合会 群馬県本部

(3) 賞

- | | | | |
|-------------------------------|------|------------------|----|
| ① 群馬県知事賞 | (1点) | 小・中学校の部を通じて最優秀作品 | 1点 |
| ② 群馬県教育長賞 | (1点) | 小・中学校の部を通じて優秀作品 | 1点 |
| ③ 群馬県警察本部長賞 | (1点) | 小・中学校の部を通じて優秀作品 | 1点 |
| ④ 上毛新聞社賞 | (1点) | 小・中学校の部を通じて優秀作品 | 1点 |
| ⑤ 群馬テレビ賞 | (1点) | 小・中学校の部を通じて優秀作品 | 1点 |
| ⑥ 日本農業新聞賞 | (1点) | 小・中学校の部を通じて優秀作品 | 1点 |
| ⑦ 全国共済農業協同組合連合会 群馬県本部運営委員会会長賞 | | 小・中学校の部を通じて優秀作品 | 1点 |

※①～⑦の受賞については、重複しないものとする。

- ⑧ 全国共済農業協同組合連合会 群馬県本部長賞
小・中学校各学年とも、金賞・銀賞・銅賞各1点、佳作については3点以内とする。
ただし、技量伯仲の場合、銀賞・銅賞いずれか1点を追加入賞させることができる。
- ⑨ 学校賞
小・中学校の部を通じて若干数

6. 全国コンクールへの参加

「群馬県コンクール」において各学年の金賞受賞作品は、全国共済農業協同組合連合会全国本部主催の「全国コンクール」に参加する。

7. 入賞者の発表

- (1) 「群馬県コンクール」入賞作品の発表は、各該当者の属するJA並びに在学する小・中学校に通知するとともに、作品・氏名・学校名について、機関紙「JA共済ぐんま」、「上毛新聞」および「日本農業新聞」紙上に掲載する。
- (2) 「全国コンクール」の上位入賞者については、作品・氏名・学校名等について機関紙「JA共済」誌他、新聞・雑誌・ホームページ上において掲載する。

8. 個人情報の取扱いについて

応募者氏名・学校名等については、応募者名簿を作成する等のコンクール業務に必要な範囲でのみ利用する。また、「群馬県コンクール」および「全国コンクール」入賞者については、上記7のとおりとする。

9. 著作権

入賞作品の著作権および作品の二次使用等に関する一切の権限は、応募の時から期間の制限なく全国共済農業協同組合連合会群馬県本部および全国共済農業協同組合連合会全国本部に帰属するものとする。なお、使用する場合、標語・色等を補作することがある。

10. 入賞作品展示会

入賞作品の展示会については、令和4年10月29日（土）～30日（日）けやきウォーク前橋で開催予定。

11. ポスターの使用

四季ごとの「県民交通安全運動」やその他交通安全活動でポスターを使用する。（主唱 群馬県・一般社団法人 群馬県農協交通安全対策協会・市町村交通対策協議会）。なお、使用するポスターは、応募作品の中から別途選考を行う。